

東神田町会へのコミュニティ活動事業助成にかかる執行機関の守秘義務に関する生活福祉委員会調査報告をいたします。

報告書につきましては、皆様のお手元にお配りしております。

詳しくは報告書をご覧ください、私からは、本件の調査結果と、その結果に基づいたまとめを中心に、報告させていただきます。

当委員会では、本調査について、これまで14回実施し、参考人として町会関係者3名の出席、証人として町会関係者4名、区職員2名、区議会議員1名、区長に出頭を求めるとともに、執行機関、町会に記録提出請求を行うなどにより、真相究明を図った結果、これらを総合的に勘案し、次の事実を認定いたしました。

まずはじめに、

- 相談者の相談内容を知っていたとされる者については、区民生活部が提出した資料、区民生活部長やコミュニティ担当部長の証言、情報漏えいを受けたとされる相談者の証言や、相談者の関係者の発言によって、区長を含む区職員6名と、相談者、相談者の関係者夫妻の3名の計9名であると認められ、これを疑わせる証言や記録は見当たりません。

次に、

- 相談者の訴えを受けて、「区が東神田町会及び東神田豊島町会へ調査に入る」との情報が東神田町会関係者に伝わったことについては、東神田町会が提出した説明会議事録に当時の東神田町会福祉厚生部長の発言として、安岡議員の妻から聞いて当時の東神田町会町会長に伝えたとの記録があり、これを否定する証言や資料は見当たりません。

また、相談者の相談内容とそれを受けて区が調査に入るとの情報は、区長から安岡議員側を通じて、当時の東神田町会福祉厚生部長から東神田町会町会長に伝わったとの相談者の証言及び記録があります。

なお、区長は区議会議員選挙に際し、安岡議員の推薦人になるなど、一定の関係を有している事実があります。

さらに、区の一般職の職員又は相談者の関係者夫妻が東神田町会関係者に漏らしたことを疑わせる証言及び記録は見当たりません。

情報漏えいに関し、区長は、行政上の守るべき秘密は一切漏らしていないと証言していますが、本件の情報が行政上守るべき秘密か否かについては、守るべき秘密の範囲を超えているとの証言を繰り返すのみで、何度も確認したにもかかわらず、本件の情報を漏らしたか否かについての明確な証言を避けています。

次に、

- 相談者が当時の東神田町会町会長から区への調査依頼の取り下げを求められたということについては、相談者は「安岡さんの立場が危うくなるので調査は取り下げてくれ、15万円は区に返すからもう騒がないでほしい」と要請されたと証言しています。

そして、この要請の日から土曜・日曜を含めて4日後に、相談者は区役所へ行き、この調査を一旦取り下げています。

当時の東神田町会町会長は、この相談者の証言を否定するような証言をしているが、その内容はあいまいであり、同氏からの要請を受けて区への調査依頼の取り下げをしたとの相談者の証言には信憑性が認められます。

以上の事実認定を踏まえ、委員会としては次の2点を結論としました。

まず1点目は、

- 「区長から安岡議員を通じて町会関係者に情報が漏えいした疑いが極めて濃厚である。」ということであります。

2点目は、

- 「相談者が区に相談した事実及び内容が漏れたことにより、不本意ながら訴えの取り下げをしなければならない結果となったことは、区民の区政への信頼を損ね、区政の適正化を求めて区に寄せられる区民の声の減少を招くものであり、結果として公平公正な区政運営の推進に支障をきたすものである。」ということです。

この結論を踏まえ、当委員会では、次のとおり報告させていただきます。

まず、区から町会への不正な補助金支給に関し区に相談に行った区民の個人名及びその相談内容を、区長が第三者に漏えいした疑いが極めて濃厚であると判断いたしました。

そうであるならば、本来、個人情報又は相談内容を保護すべき行政の最高責任者である区長自らがその義務を果たしていないこととなります。情報漏えいを明確に否定せずあいまいな証言を繰り返すなど、少なくとも、区民に疑念を抱

かせたことは区長の姿勢として問題があります。

区へ相談した相談者は、調査の中で、「区から情報が漏れたことは残念だ。不信感でいっぱいである。」と証言しています。また、陳情書を提出した東神田町会の方は、「調査要請をしたにもかかわらず、取り下げなければならなかったことは不当である。」と証言しています。これは、今回の情報漏えいにより、区政への信頼が失われたことを意味しており、区は大きな損害を被るとともに、今後の適正な区政執行の推進に支障をきたすこととなります。

本件において執行機関は、内部調査により区長から安岡議員に情報が漏れたとされる情報提供があったにもかかわらず、事実関係の調査などの対応をせず、また、情報管理対策について庁内論議もされないなど、危機管理能力が欠如しているといわざるを得ません。今後、組織的な情報管理能力の向上及び情報管理に関する事故が発生した場合の危機管理能力の向上に取り組むことを強く求めるものであります。

一度失われた信頼を回復するには、膨大なエネルギーが必要となります。信頼される区政を目指すため、区長をはじめ執行機関には、今回の事件を忘れることなく、今後日々適正な区政執行にあたることを強く要求し、当委員会の最終報告といたします。